石川県建設工事請負業者の指名停止について

- 1 指名停止業者名及び住所 誠和建設(株) 小松市白江町ト10
- 2 指名停止期間平成26年5月12日から平成26年6月11日まで (1箇月)
- 3 指名停止理由

平成26年1月25日に、同社の代表取締役(当時)が道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで現行犯逮捕され、同年3月25日に、金沢区検察庁により略式起訴された。 上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表2-17(措置期間 1箇月以上 9箇月以内)に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱 別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期	間
(不正又は不誠実な行為) 17 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表 役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により 公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法 (明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を 宣告され、契約の相手方として不適当であると認 められるとき。	1 箇月以上	9 箇月以内

土木部監理課 入札·契約G

担 当 越田

内 線 5023

外 線 076-225-1712